

岩手県告示第245号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和8年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託

(1) 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者 舘澤 亮ほか430名（別紙のとおり。）

(2) 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市中太田北太田46番ほか1,630筆（別紙のとおり。）

2 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託

(1) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 高橋 直樹ほか463名（別紙のとおり。）

(2) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市中太田北太田46番ほか1,783筆（別紙のとおり。）

3 認可年月日 令和8年4月6日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。